

自治体職員様向け マイナンバーセキュリティ研修会 サポートサービス

年に一度の研修会、実施できていますか？

マイナンバーを含む情報(=特定個人情報)を取り扱う事務に係る全ての人を対象として「セキュリティ研修」の実施が義務付けられています。しかし、研修実施にはノウハウを要し、自治体さまの実情として研修会まで運用しきれないという声をお聞きします。

マイナンバーの
最新動向を
追いきれない…



テキスト作成の
時間がない…

情報担当職員様

セキュリティ研修はFICにお任せください！

状況分析から研修テキスト作成、講師派遣まで、トータルでサポート致します。ご利用頂くサービスの範囲及び内容は自治体さまのご要望に応じて選択頂けます。

マイナンバーセキュリティ研修会サポートサービス

サービス内容

1 状況分析

現状のヒアリングに基づき研修内容を決定します。

2 テキスト提供

国からの最新情報に基づき、内容作成を行います。

3 レクチャー

テキスト提供と合わせて、担当職員様へ内容のレクチャーを行います。職員様で研修会運営が可能となります。

4 講師派遣

自治体さまで開催する研修会への講師派遣を行います。

日々の運用における注意事項（例）

- ・ 本人同意が必要となる事務手続で、忘れず本人の同意を得ているか？
- ・ DV被害者等への自動応答不可・不開示の設定に漏れはないか？
対象者は全庁的に共有されているか？
- ・ 別表1、別表2に記載のある事務に限定した運用がなされているか？

きちんと
見直しましょう



株式
会社

福島情報処理センター

運用状況診断サービス

基幹系システムを運用している中で発生する業務エラーやシステムエラー、セキュリティインシデントに備えた体制のチェック及び分析をサポートします。

また、こちらのサービスは個人番号の取り違えなどによる異常時運用への対応や年に数団体で実施されている個人情報保護委員会の立入検査※（平成28年度実績 5機関）の対策としても有効です。

※立入検査では、入退室記録、媒体貸出記録など「記録」の提出が求められます。常日頃からの適切な運用が必要です。



特定個人情報を取り扱う全ての人を対象とした「セキュリティ研修」の実施は、自治体さまにおける**義務**となっています。職員様のセキュリティ意識向上のためにも、ぜひ弊社サービスをご活用ください。

また、サービスプランは自治体さまのご要望に応じて決定します。まずはお気軽にお問い合わせください。（相談無料）



▲ 川内村さまにおける研修会実施の様子（平成30年2月）

参考

「番号法第29条の2、番号法政令第30条の2」より

特定個人情報ファイルを取り扱う事務従事者の全てに対して、おおむね1年ごとに、「特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする」と定められている。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」より

情報セキュリティを適切に確保するためには、情報セキュリティ対策の必要性と内容を幹部を含め全ての職員等が十分に理解していることが必要であり、そのための研修・訓練を行うことを規定し、毎年度最低1回は受講することが望ましい。

※この資料の内容は平成30年2月時点の情報となります。

お問い合わせ



株式会社 福島情報処理センター

公共営業部

〒963-8025

福島県郡山市桑野三丁目18-24

TEL 024-923-2116 / FAX 024-938-6762